

加入者向けWEBサービス「iBss」のご案内

医療費
通知

+

ジェネリック
差額通知



iBssでは被保険者様とご家族の月間の医療費明細だけでなく、処方されたお薬の費用やジェネリック医薬品に変更した場合の最小の差額がWEBでご確認いただけます。

また、確定申告をe-Tax（電子申告）で行う場合に利用できる医療費控除用のデータも提供しておりますので、お役立てください。

今後、インフルエンザ予防接種補助の申請や、被扶養者の検認でも利用予定です。**必ず初回登録を実施し、ログインできない場合は下記お問い合わせ先までご連絡ください。**

ご利用にあたり、まずは下記の手順で初回登録をお願いいたします。

1 iBssポータルサイトにアクセスしログインします。【<https://ibss.jp/portal/signup.ibss>】

保険者指定コード: 012345 ※1
記号: 100
番号: 1234
生年月日: 従業員生年月日
氏名(カナ): 従業員氏名(カナ) ※2

保険者指定コードに **社員番号(6桁)** を入力し、資格情報のお知らせに記載されている記号・番号・生年月日・氏名(カナ)を入力してください。任意継続被保険者の方は社員番号の代わりに「JAST(大文字半角)」を入力してください。

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは医療機関等を受診することはできません。

記号	100	番号	0000
氏名	大阪 太郎		
フリガナ	オサカ タロウ		
資格取得年月日	令和6年12月1日		
交付年月日	令和6年12月1日		
保険者名	JAST 健康保険組合		

※健康保険の資格情報のお知らせ

記号

番号

※1 社員番号が6桁未満の場合は頭に0をつけて6桁で入力してください。
※2 半角・全角いずれも使用可能です。

初回ログイン

スマートフォンからでも!

Safari11以上、Chrome最新版

※印刷等、一部ご利用いただけない機能がございます



2回目以降のログイン

2回目のログインでは登録いただいたIDとパスワードを入力いただけます。

URL: <https://ibss.jp/portal/>



2 ご自身のIDとパスワードを作成します。

登録完了

ご自身でIDとパスワードを作成し、メールアドレスを入力してください。
登録したアドレス宛に届く認証コードを入力すれば初回登録完了です。

<メールが届かない場合、以下の原因が考えられます。>

- ①入力したメールアドレスが間違っている。
- ②迷惑メールのフィルタでブロックされている。
⇒「no-reply@ibss.jp」からメールが届きますので、受信設定を変更してください。
- ③(会社PCの場合)外部メールの受信ができないように設定されている。
⇒外部受信の設定を変更いただくか、別のメールアドレスを登録してください。
- ④迷惑メールフォルダに届いている可能性がある。
⇒フォルダ内の確認をお願いします。

3 「医療費通知」「ジェネリック差額明細」よりご確認いただけます。

月間医療費: 2020年3月
ジェネリック差額明細: 2020年3月

e-TAX連携用のXMLデータもダウンロード可能です!
(スマートフォンからはダウンロード不可)